

# はり・きゅう、あんまマッサージにかかる療養費の申請（支払）方法について

はり・きゅう、あんまマッサージ（以下、「あはき」と言います）療養費の請求（支払）方法は「償還払い」となります。

「償還払い」とは、窓口で施術料の全額（10割）を支払った後、被保険者が健康保険組合に療養費（7割・8割）の申請を行う方法です。

## 申請方法

- ①施術料の全額を施術者に支払い「領収書」を受け取ります。
- ②施術者に施術内容等の証明を受けます。（療養費支給申請書内に内容証明）
- ③以下の書類をそろえ、暦月（1日から末日）ごとに当健康保険組合にご提出ください。

### あはき療養費の支給申請に必要な書類等

#### □『療養費支給申請書』

『はり、きゅう用』または『あんま・マッサージ用』の該当するものに、必要事項を記入してください。

「施術内容欄」・「施術証明欄」は施術者（鍼灸師、あんまマッサージ師）に記入（証明）していただき、「それ以外の項目」は申請者（被保険者）が記入（押印）してください。なお、給付金の振込口座は申請者（被保険者）のものに限ります。

#### □『領収書原本』（支払金額の記載、患者氏名、施術日、領収印のあるもの）

#### □『医師の施術同意書（原本）』

※初めて施術を受けた日から6か月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は再度、医師の診察のうえ施術同意（再同意）を受けることが必要です。

同意（再同意）を受けた月から6か月以内の請求については、医師の同意書の添付は省略または医師同意書（写し）の添付で差し支えありません。

#### □『施術報告書（写し）』

※施術者の施術報告書交付料の算定が行われている場合は、施術者等が発行した当該書類の写しを確認のため添付してください。

#### □『往療状況確認書』（令和6年9月以前の施術分まで）

※往療の施術を受けた場合には、施術者等から『往療状況確認書』の記入を受け申請書に添付をしてください。

上記の用紙（領収書を除く）は法令様式に基づくものをご使用いただきますようお願い申し上げます。（必要に応じて、当健康保険組合ホームページからダウンロードしていただくか、お電話でご請求ください。）

（裏面につづく）

## その他注意事項

- ・当健康保険組合において審査のうえ、支給決定を行います。なお、健康保険が適用され療養費が支給されるのは次の場合に限ります。

健康保険が適用されるのは以下の場合のみです

### はり・きゅう

慢性病で、医師による適度な治療手段がない場合限り健康保険が適用されます

#### 対象となる疾病

神経痛・リウマチ・頸腕症候群  
五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチ等と同等の慢性的な痛みを主な症状とするものについては、上記以外でも認められる場合があります。

### あんま・マッサージ

医療上、マッサージを必要とする症状限り健康保険が適用されます

#### 対象となる症状

筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮 など

※ただし、可動域の拡大等、症状の改善を目的としていることが必要です。

- ・保険医が交付する施術への「同意書」が必要です。
- ・疲労回復・慰安・予防を目的とするものは対象外です。
- ・同一疾病で医療機関（病院、診療所等）にて治療やマッサージを同時に受けている場合、重複する期間は対象外です。

- ・医療機関（病院・診療所）、整骨院等との併給確認等のため、支払いはおよそ施術月より3～4か月後となります。
- ・施術者等から申請があったものは、申請書を返却させていただきます。あらためて償還払い（表面）の手続きにより再申請をお願いすることになります。
- ・新たに「あはき」療養費の対象となる施術を受ける場合は、当健康保険組合が「償還払い」であることを施術者にお伝えください。

申請に必要な書類（用紙）等は、当健康保険組合ホームページからダウンロードしていただくか、お電話でご請求ください。

このことについてのお問合せは、給付課（06-6765-9212）までお願いします

# 療養費を申請する際の添付書類について

## 靴型治療用装具

治療用装具の不適切な請求事案への対策として、「靴型装具」を作成し療養費を申請する際は当該装具の写真の添付が必要となります。

「靴型装具」とは、足部を覆う装具で、内反、外反扁平足などの変形の矯正や、高度の病的変形に対し、疼痛や圧力集中の軽減を図るなどの治療を目的とした靴の形をした装具です。

### 申請に必要なもの

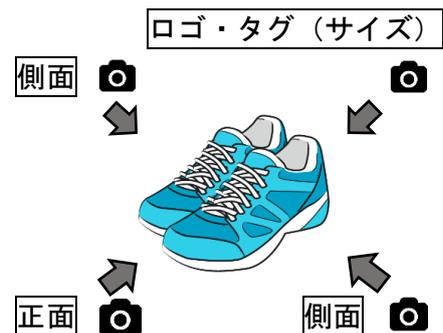
- ①療養費支給申請書
- ②領収書（内訳が分かるものを含む）
- ③医師の意見書・作成指示書等
- ④装具装着証明書

「靴型装具」及び「既製品の装具」以外の装具については、従来どおり左記①から④のみで、現在のところ写真の添付は不要です

### ⑤作成した装具の写真（裏面の台紙に貼付して提出）

写真は次の4点を満たすよう複数のものを添付してください

- (1) 治療用装具の全体像が確認できる写真であること。
- (2) 付属部品等も含めて購入したすべての治療用装具が撮影されていること。
- (3) 中敷き等（靴に挿入するタイプの装具）がある場合は、靴から取り出した状態で撮影されていること。
- (4) ロゴやタグ（サイズ表記）がある場合は、ロゴやタグが撮影されていること。



撮影者は、被保険者本人・家族に限らず、義肢装具士、製作者等であっても差し支えありません。なお、写真の返却はいたしかねますのでご注意ください。

## 既製品の治療用装具

医師の指示より既製品の治療用装具を装着された場合の療養費を申請する際にも当該装具の写真の添付にご協力をお願いします。

### 申請に必要なもの

上記の靴型治療用装具（①～⑤）と同じ

写真は次の項目を満たすものをお願いします

上記の靴型治療用装具(1)及び(4)の2点、なお、撮影者や写真の返却等については、靴型治療用装具と同様となります。

以上のことに関するお問合せは、06-6765-9212（給付課）まで

関西文紙情報産業健康保険組合

【治療用装具写真貼付台紙】

被保険者の記号・番号	被保険者氏名	受診者氏名	作製した装具名
—			

撮影方法について

靴型治療用装具・・・次の4点を満たすように複数の写真を撮影してください

既製品の治療用装具・・・次の2点((1)及び(4))を満たす写真の添付をお願いします

- (1) 治療用装具の全体像が確認できるよう撮影してください。
- (2) 付属部品等も含めて購入したすべての治療用装具を撮影してください。
- (3) 中敷き等（靴に挿入するタイプの装具）がある場合は、靴から取り出した状態で撮影してください。
- (4) ロゴやタグ（サイズ表記）がある場合は、ロゴやタグも撮影してください。

1枚の台紙に貼り切れなときは、2枚以上にわたって貼付してください。